**資料４**

国への提案等について

今後、様々な機会を捉えて、下記の趣旨の提言を国に対して行っていく予定。

○提言の趣旨（６月２１日時点）

・障がい者基本法の規定により手話が言語とされているにもかかわらず、そのことが十分に認識されていないこと、及びそのことにより手話を習得することのできる機会が十分に確保されていない。

・とりわけ、聴覚に障がいのある子どもが手話を習得することのできる機会の確保について、児童福祉法や学習指導要領には特段の規定がない。

・以上を踏まえて、大阪府では、言語としての手話の認識及び習得の機会の確保を図るための条例を施行したところであり、国においても、手話を習得することのできる機会の確保を図るため児童福祉法や学習指導要領の改正など所要の法制度の整備等を行われたい。